

令和7年4月18日

今回の事案を踏まえた再発防止対策について

1. 服務規律・倫理意識の向上

(1) 服務規律・倫理意識の徹底

今回の不祥事を教訓とし、職員に対して服務に関する規程の遵守の徹底について繰り返し指導

○具体的には、庁議での周知や仕事始め・仕事納めでの訓示など機会がある毎に注意喚起

(2) 内部通報制度の周知徹底

不祥事抑止にも効果のある内部通報制度の周知徹底を図り、不祥事を生まない仕組みづくりの周知徹底

2. 組織体制の強化

(1) 管理体制の強化

町が事務局を務める関係団体の会計事務については、帳簿を整備し、年一回の監査等を確実にを行う

○親睦会などの任意団体についても年一回の監査又は入出金の際に複数職員で確認を行うなどの取組を実施

(2) 人事施策の調整

長期間同一の職員に担当させる事がないよう、人事異動や事務分担で必要な調整の実施

○人事異動があった際には通帳等を速やかに後任へ引き継ぐことも当然のこととして徹底

3. 親睦会費の取扱方針

多額の繰越金が発生していたことも要因の一つと考えられるため、年度毎に精算することを基本的な方針とする

なお、茶菓の購入のため少額（1万円程度）な繰越しや年度開始早々の支払対応のための繰越しは可とする